

海外事務所
だより

中国の外資政策「量から質へ」 新企業所得税法の施行

北京事務所所長補佐 和光 達夫 (山梨県派遣)

北京事務所

はじめに

一九七八年に改革開放政策へと転換した中国は、二〇〇七年まで経済成長率が年平均九・八%という驚異的な高成長を続けています。

その経済成長を牽引してきた主要要因の一つは、国外からの外資導入政策であり、経済特区や経済技術開発区などの経済特別奨励区(注1)を相次いで建設し、税制上の優遇措置を講ずることにより、積極的に押し進めてきました。

しかし、「第十一次五カ年規画(二〇〇六〜二〇一〇年)」「(注2)の策定以後、中国の外資政策に大きな変化が見られます。本稿では、方向性を大きく転換する「新企業所得税法」(以下、新法)について、成立までの背景や概要、影響などを紹介します。

(注1) 経済特区、国家級経済技術開発区、国家級ハイテク開発区をはじめ省級の開発区などがある。
(注2) 中国では一九五三年以来、「五カ年計画」を策定して国づくりを進めてきた。第十一次五カ年規画の重点課題は、産業構造の合理化、三農(農業・農村・農民)問題の解決、都市化の推進、地域間の発展の格差の是正などである。

成立までの背景

中国では企業所得税(法人税)に関しては、外資企業に適用される「外商投资企业および外国企業所得税法」と国有企業、集団企業および株式会社などの国内企業に適用される「企業所得税暫行条例」の二種類の税法(以下、旧法)を並存させ、外資を誘致して経済を発展させるため、外資企業に対して、国内企業とは異なる税收政策を行ってきました。

旧法の基本税率はどちらも三三%ですが、外資企業には対中投資の原動力として、

さまざまな優遇措置が規定されており、一五%または二四%の低税率や「二免三減(利益を計上し、累損を解消した年度から二年間免税、その後の三年間は半減)」といった制度が適用されてきました。

一九九二年に「社会主義市場経済体制」が確立してからは、外資導入が急拡大し、「世界の工場」と呼ばれるまでに成長しました。当時の社会経済環境の下で、二つの異なる税收政策の実施は、改革開放、外資誘致、経済発展促進の面において、重要な役割を担ったといえます。

・WTO(世界貿易機関)への加盟

二〇〇一年二月、WTOに加盟することにより、中国は外資企業、国内企業を問わず、同一の待遇を付与する「無差別原則」を推進することになります。これは、中国に進出した外資企業にとって不利な条件(市場アクセスや関税障害など)を撤廃するための

ものですが、一方で外資企業のみを優遇した措置が「無差別原則」に反するとの見方が出てきました。

また、外資企業の中国進出に伴う経済面でのデメリットとして、①優遇措置を付与された外資企業による国内企業への圧迫や市場の独占、②輸出の増加に伴う通商摩擦の激化と金融政策へのマイナスの影響、③土地や資源を多く利用する企業の進出による環境問題悪化への懸念が挙げられ、「外資見直し論」も台頭してきました。

・量から質への転換

二〇〇六年からの「第十一次五カ年規画」において、それまでの投資資金の不足を補充する目的として外資を利用する「量の拡大政策」から、対外開放路線を堅持しつつも、外資利用の「質的向上」を図る方向性が示されました。

また、二〇〇六年一月には、「外資利用五カ年計画」が初めて策定され、外資利用を量から質へと根本的転換を進めることとされ、具体的な政策の一つとして、「より公平で完備された投資環境の確立」のために「企業所得税」の統一が挙げられました。

二〇〇〇年末に一六五六億米ドルであった外貨準備高は猛烈な勢いで増加し、二〇〇六年末には一兆米ドルを超える状況(注3)にあつて、外貨獲得や輸出拡大、さらには成長確保のために、外資企業に対する優遇措置を継続する必要性は薄れたといえます。

(注3)二〇〇六年二月末に世界一となつてからも増え続け、二

〇〇八年九月末一兆九〇五六億米ドル。

新企業所得税法の概要

新法は、二〇〇七年三月に開催された全国人民代表大会(中国の立法権を行使する最高機関)において決議され、二〇〇八年一月一日から施行されました。

新法は、中国国内企業と外資企業の不平等を解決することが最大の目的であり、基本税率は二五%とされ、旧税法の基本税率三二%(企業所得税三〇%、地方所得税二%)から八%引き下げられました。これにより、国内企業の振興が図られる一方、これまで開発区等に進出することで二五%または二四%の軽減税率が適用されてきた外資企業の税負担は増加することとなりました。(表1)

表1:新旧税率(主なもの)

旧法		税率
国内企業	①一般企業	33%
	②小規模企業(課税所得3万円超~10万円以下) (課税所得3万円以下)	27% 18%
外資企業	①一般企業	33%
	②特別地区(省級開発区の生産型外資企業等) (国家級開発区の生産型外資企業等)	24% 15%

↓

新法		税率
共通	・一般企業	25%
	・条件に合致する小規模企業	20%
	・国家の重点的支援が必要なハイテク企業	15%

これまでの「地域別優遇制」から「産業別優遇制」に転換され、これにより、条件に合致する小規模低利益企業や新たに認定を受けたハイテク産業は、外資企業、国内企業を問わず、それぞれ二〇%、一五%の優遇税率が全国的に適用され、また、農林漁業・畜産業、環境保護、省エネルギー、安全生産技術等の企業に対しては減免税優遇が与えられています。

これまでの外資企業に対する「二免三減」や製造輸出型企業に適用された税半減措置、利益を配当せず再投資に充てた場合の税の全額または一部還付などの優遇制度は廃止されました。

ただし、激変を緩和するために、これまで優遇措置を受けていた外資企業に対しては、移行措置が認められています。二〇〇八年から二〇一二年までの五年間に優遇税率は段階的に二五%の税率に引き上げられ、二免三減の優遇措置は新法施行後も引き続き満期まで享受することができ、(まだ利益を計上していないために優遇措置を受ける期間が開始していない場合は、一律に二〇〇八年から当該期間が開始します)

なお、内陸地域への投資誘致を後押しする現行の西部大開発優遇税制や経済特区および上海浦東新区に新規設立されたハイテク企業に対する二免三減の地域優遇政策は継続することとしました。(表2)

さらに新法には、従来からある移転価格税制(注4)のほかに、新たにタックスヘイブ

ン税制(注5)、過少資本税制(注6)が新設され、国際取引を通じた租税回避行為に対する規制が強化されています。

表2：新企業所得税の主なポイント

①優遇政策の廃止	生産型外資企業に対する二免三減等の定期減免税優遇措置、製品輸出外資企業に対する減税優遇措置等
②優遇政策の拡大	環境保護、省エネ・節水、安全生産等の分野への投資
③優遇政策の保留	農業、林業、牧畜業、漁業、公共インフラ施設投資
④代替優遇政策への変更	労働サービス企業、福祉企業、資源総合利用企業に対する直接減免税政策
⑤地域優遇政策の継続	経済特区および上海浦東新区内の新規設立ハイテク企業による経過的な優遇措置の享受、西部大開発地区の奨励企業に対する所得税優遇政策の継続

(注4) 独立企業(資本や人的に支配関係のない企業間)で引きされる価格(独立企業間価格)と異なる価格で関連者(資本や人的に支配関係にある外国会社)と取引が行われた場合、その取引価格が独立企業間で行われたものとして課税所得金額を算定する税制。
 (注5) 税金が免除される、もしくは著しく軽減される国・地域(タックスヘイブン)を利用することにより、課税所得を圧縮して租税負担を軽減しようとすることに対応する税制。
 (注6) 資本に係る配当と負債に係る利子との課税上の相違点を利用した租税回避を規制するための税制。

外資企業への影響

従来、外資企業にとって中国は原材料や簡単な部品の調達地であり、低コストの輸出生産基地でした。中国政府の対外開放政策による外資優遇政策により、相次いで中国進出を果たしました。

新法の施行により、これまでの優遇措置を享受できなくなった外資企業の税負担は増加することとなります。

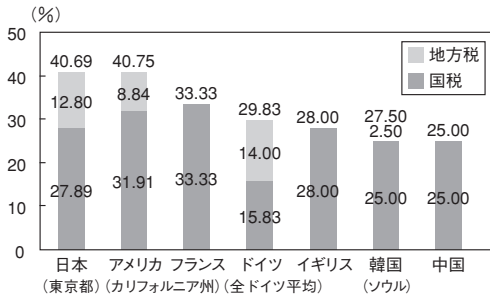
それでも、新法の税率二五%は国際競争力にも配慮しているといえます。法人所得税の実効税率で中国の二五%は、日本やアメリカなど先進主要国を大きく下回る水準となっています。(図1)

一方、これまで外資企業でも従来から税優遇措置を適用されてこなかったサービス業等の企業にとっては大幅な減税といえます。今後、中国消費市場は一段と拡大テンポを速めてくると予想され、現地生産・現地販売を主とする製造業やサービス業にとっては、ビジネスチャンスがますます広がってくるといえます。

新法では、ハイテク企業に一五%の軽減税率が適用されるため、その新たな認定の取扱いが注目されていたところですが、認定要件として、「コアとなる自主知的財産権」を所有していることが条件となり、

法律上あるいは経済上の技術所有権を持たない多くの外

図1：法人所得税の実効税率の国際比較



出所：財務省 国際比較に関する調査 (2008年5月現在)

資企業は、ハイテク企業の資格を維持できなくなると予想されています。

また、旧法による優遇政策の廃止のほか、ここ数年、輸出増値税の還付率の撤廃あるいは引下げ、加工貿易の取扱いの大幅な制限あるいは禁止など、相次ぐ貿易黒字是正策の実施も、外資企業にとっては大きな痛手となっており、また、労働契約法の施行、人民元レートの切り上げ、人件費や原材料費など生産コストの上昇といった投資環境の悪化を背景に、中国で生産機能拡大を志向する企業の比率は総じて低下傾向にあるといえます。

おわりに

今後、中国政府が中西部へ進出する企業に対して従来以上の優遇措置を打ち出している期待がないとはいえませんが、外資企業に厳しい環境が続くことを前提に、海外におけるビジネス戦略を再構築しなければならないといえるでしょう。

また、新法施行が税収にどのような影響を与えるのか気になるところです。中国の税収は二〇〇三年以降、前年比約二〇%、二〇〇七年は約三〇%と大きく伸び続けています。企業所得税の税収全体に占める割合は約二〇%ですが、今後どのように変動していくのか動向に注目していきたいと思えます。

(参考文献)・「企業所得税法の内外統一と今後の企業経営」ジェトロ北京、セミナー資料

海外生活 だより

北京事務所

中国の日常生活に おける健康維持運動

北京事務所所長補佐 伊藤 篤宣（新潟市派遣）

ここ北京では、年々生活水準が安定するにつれ、自分の健康について感心が高まっているようです。それに伴い、フィットネスジムやヨガ教室に通う人々が増えてきてはいますが、まだまだ庶民には高嶺の花です。

そこで活躍しているのが、北京市内、いや中国の街のいたるところで見かけることができる不思議な器具です（上写真）。この器具は、街なかの公園からマンションの中庭、果てには歩道の側面にも設置されているため、中国の街なかを歩いたことがある人なら、必ず目に



↑中国のとある公園の様子

公園からマンションの中庭、果てには歩道の側面にも設置されているため、中国の街なかを歩いたことがある人なら、必ず目に

したことがあることと思います。一見、子どもの遊具：と思いきや、実は子どもから大人まで体を鍛えるための、れっきとした運動器具なのです。

今回は日常における庶民の手軽な健康運動について、ご紹介したいと思います。

運動器具

公園内に設置されているこの運動器具、正式には「全国民健康体育施設」と呼ばれ、江沢民前国家主席が国民の健康推進のために設置を進めたものです。その背景には国民が健康であることは国家に多大な利益をもたらすとの先進的な考えがあり、現在は北京市内だけでも約五〇〇〇カ所に設置されているといわれています。

種類はさまざま、腹筋・背筋を鍛えるものから、ぶら下がり器具、バランスボード、日本でも通信販売等でおなじみの空中ウォーカー、一見ただけでは使い道の分からないものまで多種多様です。また、利用者を見ていると使い方も一緒ではないところが中国人らしいところでもあります。

さて、これは何の運動器具でしょう（左写真）。ひと汗流したら休憩する場所でしょうか？ いえいえ、これは「棋牌卓」といい、テーブル部分が将棋板になっており、頭の体操用の器具なのです。でも実際は、本来の使い方をされているのをあまり見かけません。昼時にはここでおしゃべりをしながらランチをとるといふ姿が多く見られます。そのような実用的な憩いの場も、心の健康のために役立ついるのかもしれない。

ほかにも、ある広場には、卓球台や簡易バドミントンコートまでもが設置されていたりもします。日本では公園に卓球台があるのは珍しいですが、ここ中国と言えば納得もできます。朝早くから公園で誰でも、しかも無料で卓球をすることができるのですから、中国国民の卓球普及率が高く、オリンピックでもメダルを総取りするのも頷けます。

昨今のNHKの番組で、ある有名な日本のプロ卓球



↑不思議な運動器具

選手が日本や中国を旅歩き、市民と卓球を通じながらその地域の人々との出会いや発見を紹介する番組がありました。日本では卓球台をトラックで運ぶなどのセットをして、人々との交流を深めていましたが、ここ中国では、卓球台や対戦相手には事欠なかつたようです。

太極拳

中国の国民的な健康運動と言えば、やはり太極拳を思い出すことでしょう。事実、朝早く散歩に出かけると、多くの年配の方が太極拳をしています。太極拳は「お年寄りの健康体操」というイメージがありますが、実は中国の皇帝も身につけていたという歴史と伝統ある武術です。本来は格闘技の一種でしたが、戦後、国民の体操として中国政府が奨励したことから、健康促進を目的とした簡化太極拳が生まれました。

太極拳の大きな魅力は、ゆったりとした無理のない動作で、身体に負担をかけることなくトレーニングを続けられるところです。また、血行を促進させるので新陳代謝も活発になり、美容と健康に効果を発揮するため、実は若い女性にもお薦めなのです。さらに身体だけではなく、ストレス解消や集中力強化など精神的な面でも効能が得られるため、現在のストレス社会の解決策としても有効です。古来中国でも、医者にも薬にも見放された重病人が最後に頼るのが

太極拳であったと言われたほど、太極拳は、心身のバランスを整えてくれる、効果的で手軽な健康法といえるでしょう。

健康ダンス

太極拳以外にも、私が北京で生活して一番驚いた、庶民の健康運動がありました。それは、毎日夜になると、夜な夜な中高年の女性が広場や空き地に集まり、ラジカセで音楽を流しながらダンス(?)を繰り広げている光景です。この踊りは「秧歌(ヤンガー)」と呼ばれるもので、本来は中国の伝統的な踊りです。もともと、中国北方の田植えや収穫の喜びを表した漢民族の民族舞踊で、鮮やかな衣装をまとい、太鼓や銅鑼のリズムに合わせて軽快なステップを踏み、祝いの気分を盛り上げたそうです。今では運動不足を解消する健康法として多くの女性に受け入れられており、都市部では、夕食後に近所の人が集まり、列をなして踊り続けます。決して激しい動きではありませんが、二時間近くも続けていれば十分な運動です。



↑中国女性の舞踊「秧歌」

空き時間などを利用して、健康増進に取り組み中国女性の人々が、健康についていかに

大切に考えているかが見えてくる気がします。

おわりに

現在日本では、高齢者だけでなく運動不足のサラリーマンや主婦にとつて、健康維持に努めることは、大きな関心事となっています。しかし私たちは、体を鍛えるという「いつから」「どこに通って」始めようかと考えがちです。また、最初に頑張りすぎ、あとが続かない例が多々あります。やはり「特別に」「時間を使って」運動を続けるには強い精神力が要求されそうです。

その点、中国人の健康への取組みにおいて特筆すべきは、皆が「笑顔」で体を動かしているという点です。屋外で季節を感じながら体を動かして、汗を流すと自然に笑顔になります。体を動かすことへの関心を高め、子どもから大人まで自然と体を動かし、笑顔でコミュニケーションがとれるような環境ができれば、より一層、体も心も健康になれるのではないのでしょうか。

時があれば場所を問わず、集い、歌いながら健康維持に努める中国人の姿にはゆとりすら感じさせられます。

高齢化社会を迎え、健康保険の財源確保に苦しむ日本政府や、生活習慣病などに悩む日本人は、先に紹介した中国人の健康への取組みを参考にして、今一度、健康について考えてみるよい機会なのかもしれません。